

## 《研究ノート》

## 井藤博士の社會政策論體系

大陽寺 順一

## 一 開 題

井藤半彌博士の財政學者としての名聲は、あまねく人々の熟知するところであるが、これにくらべて社會政策學者としての博士の學蹟は、これまでかならずしもひろく紹介されているわけではなく、さらに博士が一九二七年以來約三十年間にわたって、一橋における社會政策の講義を擔當された事實さえ、局外者には徹底していない場合がある。このたびの井藤博士の御退官にあたり、博士の社會政策論體系の全構想を回想し、その解説をこころみることだけでも、若干の存在意義をもちうるのではないかと思われる。ただし、井藤社會政策論の全體系は後述のごとき尠大な領域にわたっており、その全貌を正確に記述することは、不肖の門下生である筆者には、その能力にあまる課題であろう。また、井藤博士が一橋社會政策論の傳統を繼承、發展せしめられた足跡については、すでに小山路男氏のすぐれた解明もないわけではない（一橋論叢『一橋學問の傳統と反

省』記念號、一九五五年十月、所收）。それにあらためて附加すべき餘地は少いともいえようが、ここでは井藤社會政策論の全容を、既發表の著作と論文のほかに、大學の講義や日常會話からの推定をふくめて、筆者に可能なかぎり詳細に展覧しなすことにより、追加的な紹介の役割をつとめたい。

井藤博士の構想される社會政策論の體系とは、(1) 社會政策序論、(2) 社會理想論、(3) 社會現實論、(4) 狹義の社會政策論から成り立つている（『社會政策總論』一九四九年、序文参照）。この四者の内容をそれぞれ概観するのが、本稿の課題となる。まず、「社會政策序論」から出發しよう。これは「政策論の構造」と「社會政策概念」にかんする二つの分析が中心となっている。

## 二 政策論の構造

井藤博士の「政策論の構造」分析は、『政策論殊に財政政策論の構造』（『大學と社會』誌第五號、一九三一年）の論文をへ

て、『財政學原理』(一九三一年、改訂版一九三七年)のうちに明確化された。それは學位論文『租稅原則學說の構造と生成』(一九三五年)により發展、集大成されたが、同様の分析は『統制經濟財政論』(一九三三年)、『財政學基本原理』(新經濟學全集、一九四〇年)、『財政學概論』(一九四三年、改訂版一九四八年)などでも展開され、『社會政策總論』にもほとんどそのままうけつがれていった。

これらをつうじての井藤博士の所説は、政策論と理論、または目的論と因果論の異同を明らかにすることから發足し、目的・手段の體系としての政策論の論理構造を、目的および手段の結合にさいしての競合關係、目的論相互間での上下關係と等質關係、あるいは目的論的判斷における手段の採否にかんする條件と制限、などの視點から解明される。その過程で、博士はヴェーバー流の「技術的」な目的手段關係、あるいは因果關係のたんなる逆轉である「條件關係」的な目的論の把握にたいして、目的論的關係それ自體のもつ價值評價的性格を強調する。この論旨は、とくにエングリッシュのいう「目的論的」關係の克服と、その「規範的」normativ 關係にかんする擴充であるやうに思われぬ(Vgl. Karl Englis, Grundlagen des wirtschaftlichen Denkens, Brünn 1925, Abschnitt 1, 2. Derselbe, Teleologische Theorie der Staatswirtschaft, Brünn 1933, Teil 1. u. a.)。

井藤博士の政策構造論は、さらに政策論における目的分析と現實分析の關連からも、説明がすすめられる。目的論における

手段は、價值を現實化する因果關係であるから、政策論は現實世界と價值世界の雙方に關係をもつわけである。ところで、政策論の前提となる理想の設定と現實の把握という二要素のうちで、現實把握に科學性を容認するのは異論がないとしても、政策の目的ないし理想の客觀的可能性については、周知の難問がひかえている。ここに、博士はドイツ社會政策學會を中心とする「價值判斷論争」について、廣汎かつ詳細な批判的展望にむかわれる。その結果、博士は理想主義的價值哲學の立場に立つて、ヴェーバー派の懷疑主義を批判し、究極目的の客觀的妥當性と政策學の科學的可能性を、論理的に定立される。博士のこの歸結には、新カント派哲學、ないし左右田喜一郎博士の文化價值哲學からの深い影響を、讀みとることができらるであらう。

### 三 社會政策の概念

井藤博士による社會政策「序論」のもう一つの核心は、社會政策概念にかんする分析である。「社會政策とは何か」という古くして新しき問題にかんする博士の最初の論稿は、『社會政策概念の歴史的發展』(文化諸科學論集、一九二九年、所收)であり、これは第一次大戦後におけるドイツ最新の社會政策論をもとも包括的にわが國へ輸入した開拓的勞作であった。すでにそこで確定された博士の社會政策概念は、その後『財政學原理』や『社會政策總論』においても、ほぼ同じ表現と内容で繼承されている。

では、ドイツ社會政策論の傳統的解釋をくまなく涉獵された

井藤博士は、社會政策概念をいかに定義されるか。「社會政策とは社會生活の基本關係の發展を目的とする方策である」というのが、それである。この表現は、ときに「社會生活の發展」とか「社會の基本關係の發展」とかの類似した表現をとることもある。かかる定義と概念規定にふくまれる特色は、社會政策を現代社會の無産労働者政策と經濟的分配政策に局限せず、ひろく社會政策の主題を各種の社會階級政策や經濟外的な政策諸領域にまで、擴大しようとする點である。いいかえれば、社會政策にたいして十九世紀的な通念をはなれた抽象的解釋をくわえ、あらゆる時代と場所において妥當すべき超歴史的形式的な概念を、規定しようとするところみである。あるいはまた、「社會の基本關係」の發展を第一目的としてかかげることにより、特定の部分的利益を代表する階級政策や「利害政策」に反對して、いわゆる「社會目的」や「社會全體」の優位をとく立場と、特徴づけでもよいであろう。

井藤博士の社會政策概念がこのような特色をもつといえるならば、それは「價值判斷論争」に象徴された講壇社會主義の衰退ともなつて、二十世紀初頭より擡頭した形式社會學的な社會政策論に對應するものであり、またそれは、第一次大戦後「社會政策の危機論争」に表現されたような *Klassengebundene Sozialpolitik* の動搖により、*Klassenlose Sozialpolitik* をさがし求めた社會政策の社會學的解釋を、踏襲するものにはかならない。すなわち、博士はドイツを中心とする留學時代（一九二二—二五年）に、ツヴィーディネック *Otto von Zwi-*

*dineck-Stidenhorst*、アムン *Alfred Amonn*、プリンプラム *Karl Pribram*、ウィーゼ *Leopold von Wiese*、ギェンタ *Adolf Günther*、ハイデ *Ludwig Heyde*、ノクス *W. Voss* など、當時のドイツ社會政策論の主流から影響をうけられたことは明白である。

ところで、井藤博士が右のごとく社會政策概念の擴張と形式化をはかられるとき、その社會政策概念とは別の觀點からいへば、すべての他の個別的諸政策を綜合統一すべき「政策總論」、または「政策原論」を意味するものとなつた。各種の個別的政策は特定の政策目的を中心として、それぞれ獨立に自己完了的に構成されるが、それら相互間の區別と依存關係を明らかにせしめる綜觀的な任務こそ、ほかならぬ社會政策に期待されることになつた。かかる綜觀が困難な仕事であることは博士自身も容認されるが、やはりその任務は、個々の諸政策にたいして「社會」政策という名辭をもつもののみふさわしい課題とみなされた。また、綜合政策としての社會政策の具體的體系の内容は、各個別政策の目的相互間に價値の順位序列を定めることなしには明確化しえないのであり、そこには「價値體系論」の哲學的課題ものこされることになつた。この點にかんする博士の構想では、おそらくリッケルトの價値哲學や左右田哲學による文化價値の併列性の主張が、検討されつつあつたことであろうが、現在まで、社會政策のもとへの個別的諸政策の體系的位置づけは、問題提起の領域にとどめられている。

さて、以上のような井藤博士の「社會政策序論」によれば、

社會政策論は一般に、社會生活における「現實」または「存在」の把握と、「理想」ないし「目的」の設定という二者を前提とするものであり、さらにこの兩者の相互關係、すなわち「社會現實」を「社會理想」に向わせる「手段」や「方策」を、綜合的に考究するところに、その中心的な主題がおかれるものと想定されうるであろう。ここに博士の社會政策論は、「序論」につづいて、「社會理想論」、「社會現實論」、「政策手段論」としての「狹義の社會政策論」へと、三分されていくのである。

#### 四 社會理想論

井藤博士の社會理想論は基本的には、個人主義と普遍主義という二大社會本質觀に應じて構成される。その構想はすでに昭和初頭の諸論稿をあつめた『社會思想と近代生活』(一九三二年)において確定され、その後『統制經濟財政論』や昭和十年代における社會本質觀研究の諸論文(著作目録参照)で發展せしめられており、今次大戦後の『財政學研究』(一九五〇年)にも継受されている。これらをつうじて展開された博士の社會理想論とは、人間の社會生活の規範原理を明らかにしようとするものであった。それは社會生活の第一義的存在を個人にもとめるか、社會そのものにもとめるかによって、解釋を二分されるところとなされた。すなわち、社會の規範原理とらう倫理問題、社會の本質を個人と社會のいづれにもとめるかという理論問題と、密接不離の關係におかれた。社會理想論は社會本質論を前提し、これに立脚せしめられたのである。かかる社會本質

觀として、博士は「個人主義」社會觀と「普遍主義」社會觀を大別された。この兩極の社會觀は、テンニース Ferdinand Tönnies の「利益社會」と「共同社會」の對立として示されるものと大體合致するし、またそれは、ディーツェルによる「個人原則」と「社會原則」の對立ともほぼ對應するものであった(Vgl. Heinrich Dietzel, Individualismus, Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 3. Aufl., Bd. V.)。

井藤博士はこの個人主義と普遍主義という社會本質觀にもとづいて、各種の社會理想論を包括的に、整序されようとした。では、そこに登場してくる廣汎な社會諸思想は、どのような内容のものであるか。博士による右記の既發表の諸勞作では、二つの社會本質觀の徹底した典型や實現可能性のある思想の代表などが例示されているにしても、ここに包括せられるべきすべての社會諸思想が、網羅的に公表されるまでにはいたっていない。そこで、博士の全構想を大學の講義や日常の談話からの推定をも交えて、筆者なりに素描してみることになろう。

まず、個人主義社會觀のうちには、第一にその最も極端な思想として、ブリーフスの用語でいう「個人絶対主義」または「個人中心主義」があげられる(Vgl. Goetz Briefs, Zur Kritik sozialer Grundprinzipien, Archiv für Sozialwissenschaft u. Sozialpolitik, Bd. 49, 1922; Bd. 50, 1923)。それには、シュティルナー Max Stirner のアナキズムから、バクーニン Михаил Александрович Бакунин やクロホトキン Петр Алексеевич Кропоткин の無政府共產主義、ロドウ

イン William Godwin とかブルードン Pierre Joseph Proudhon の個人主義的無政府主義、さらにはサンディカリズム、ギルド社會主義もつつまれる。個人主義社會觀の第二には、不平等な個人觀を前提とし、支配欲を有する個人概念を徹底させた「支配説」として、主にマキャヴェリ Niccolò Machiavelli がとりあげられる。第三は、平等な個人觀に立つ「契約説」であり、こゝではホッブス Thomas Hobbes、ロック John Locke、ルソー Jean Jacques Rousseau、あるいはフイジオクラシー、スミス Adam Smith などが展望されるのである。

つぎに、普通主義社會觀には第一に、その極限である「社會絶對主義」または「社會中心主義」として、プラトンの國家論を代表させる。第二は「社會有機體説」であり、コント Auguste Comte、スベンサー Herbert Spencer のほかに、ブルンチェリ Johann Kaspar Bluntschli などがとりあげられる。第三は人間を環境の所産として理解する「環境説」として、ラマルク Jean Baptiste Lamarck、グンプロヴィッツ Ludwig Gumplowicz から、マルクス、エンゲルスもよくまれる。第四は「聖者の團體」説と稱せられるもので、聖なるもの、すなわち神を第一義的實相となし、それを信奉する個人々の集團を社會全體とみる立場である。第五は、シュパン Othmar Spann の提唱する「動的普遍主義」である。これは社會全體が始源的なもので、個人は全體により決定されるとみても、プラトンのごとく全體のイデアを完成されたものとしてとりあつか

わず、全體を不斷の創造的な生活過程とみなす立場であり、かかる立場に井藤博士は統制經濟の原理的解明の基礎をもとめられることが多い。なお、博士による右のごとき普遍主義の分類は、前記のブリーフス、ならびにシュパンからの影響を看取しうるであろう (Vgl. O. Spann, Gesellschaftslehre, 3. Aufl., Leipzig 1930, S. 146 ff.)。

##### 五 社會現實論

井藤社會政策論のもう一つの前提は、現實ないし存在の把握にかんする社會現實論である。その構想は現在のところ、まだごく一部分が公表されたに止っている。たとえば、『社會政策總論』や『財政學原理』のうちに、イギリスおよびドイツを中心とした産業革命以後の自由主義運動、自由放任主義下の勞働者状態と勞働運動、それをめぐる經濟社會思想の變轉などの一端が、概観されるにすぎない。そこで、博士の社會現實論の全貌を主として學生時代の講義その他で仄聞したのから、筆者なりの記憶と理解によって、不正確なるままに展望しておく。

井藤博士は社會現實論たりうる資格をもつ學問が、既存の社會諸科學のうち何處にもとめうるかを追求される。そのために、まずとりあげられるのは社會學であり、社會學の學說史的な反省がこころみられていく。博士によれば、社會學は大別して經驗社會學と哲學的社會學に分れる。このうち、哲學的社會學とはたとえばシュパンのように、非經驗的な社會觀から出發

し、現實を演繹的に理解しようとするものである。それは特定傾向の國家哲學的、道德哲學的、社會哲學的な内容と結合しているから、むしろ社會理想論や社會本質論につらなるものであり、當面の社會現實論としての積極的役割をもちえないとされるようである。

つぎに、經驗社會學とは他の社會諸科學にたいする關係を基準にして分類すれば、一般社會學と特殊社會學に區分される。その後者からみると、ジーンメル Georg Simmel、ヴィーゼ Leopold von Wiese、フイアカント Alfred Vierkandt たちによる特殊・形式社會學は、個別科學としての社會學の獨自性と體系性を確立した功績をもつとしても、社會諸現象のすべてに通ずる一般的な形式と相互作用のみを抽出するこの立場では、具體的・内容的な社會現實の解明を要求される社會現實論として、やはり資格を缺くと判定される。これにたいして、コント、スペンサー、ギッティンクス Franklin H. Giddings などの一般・綜合社會學は、あらゆる個別諸科學を綜合する普遍的內容においても、また社會靜學と社會動學とをふくみうる意味においても、もしこの體系化が成功の可能性をもつならば、おそらく井藤博士の社會現實論たりうるものとみなされよう。しかし、綜合社會學の過去の經驗は、たんなる百科辭典的な知識の集成におわった失敗と缺陷を示しており、そのため博士は一般社會學のねらいを高評價しつつも、ただちにこれを社會現實論に援用することは、疑問視されているように思われる。

このほかに、井藤博士は形式社會學への新たな反省としての文化社會學や知識社會學にも關心を示されたが、その現段階までの發展を追求するのは中斷されたようであり、あるいはまた、文化社會學による方法的な深化の傾向は、博士の社會現實論への希望からみて、へだたりのあることを意識されたようにも推測される。このような社會學史への廣汎な涉獵をへて、博士は社會現實論として援用しうる理想的な學問體系を、未確立と判斷されたかのごとくであり、その結果、博士としてはさしあたり社會現實論の内容を、社會經濟史の既存の成果に依存して、構成されようとしたとみられる。大學の講義などではこの觀點から、たとえば古代・中世・近世にわたる社會階級の變遷史をたどって、現代社會の社會政策の對象となる資本家階級、労働者階級、中間階級の成立過程を展望したり、あるいは近世の社會問題と社會運動の歴史的概觀をこころみられていた。

#### 六 狹義の社會政策論

以上の社會理想論と社會現實論の上になつて、さらに井藤博士は現實社會を理想社會に近づける手段と方策の研究を、「狹義の社會政策論」でとりあつかわれる。これが本來の社會政策論の中心的主題をなすものであるが、井藤社會政策論の體系は「廣義」に言えば既述の「序論」、「理想論」、「現實論」をつつんでおり、ここで問題となる政策「手段論」は博士の全體系中で「狹義」の社會政策論となるわけである。「狹義」という表

現は、このように博士の體系中でしめる地位を示すが、本源的な意味であるけれども、この表現は他義に用いられる可能性もないわけではない。

たとえば、その一例として、博士の「狭義の社會政策論」につつまれる社會諸思想の大部分は、後述のごとく近世以降における無産労働者の生活上を、共通の目的とする政策諸思想であることが、「狭義」の用語の内容を暗示する。この意味では、ドイツの社會學的社會政策論、とくにファン・デア・ボルト Richard van der Borch やツヴァーディネック以來、超歴史的な「廣義」の社會政策概念が志向され、これにたいして近代社會の歴史性を付與された「狭義」の社會政策概念が區別される思考に、對應した解釋が生じうる。博士もドイツ社會政策概念發展史を批判的に紹介するさいには、この傳統的な「狭義」と「廣義」の用語を随所につかわれている。また、別の解釋をとれば、博士は社會理想へ社會現實を接近させる手段研究としての「社會政策論」を、主として社會改良主義的な政策諸思想に限定して取扱う場合もある。元來は博士の「狭義」の社會政策論には、後記のような各種の社會改造論と社會革命論もひろくつつまれるのであるが、博士がドイツや日本の「社會政策論」の生成過程とか、この學問内部での諸論争をとりあつかわれるさいなどには、社會政策論の内容が一そう「狭義」化され、社會改良論と等置されている場合も見出されよう。あるいは他の用語例として、博士はときに社會改良主義的な政策論のうち、さらにドイツ講壇社會主義のごとき「國家主義社會政

策論」のみを、とくに「最狭義」の社會政策論とよぶこともある。したがって、「狭義」という語法は、その本來の意味と派的的に用いられた意味とを、明確に區別して理解しなければならぬであろう。

では、井藤博士による本來の意味での「狭義の社會政策論」とは、いかなる内容の社會諸思想と社會諸運動を包括しているか。その全構想のうちで、『社會政策總論』、『社會思想と近代生活』、『財政學原理』、『租税原則學説の構造と生成』、『租税論』(一九五七年)の諸著作、あるいは『社會政策概念の歴史的發展』、『岐路にたつ社會政策論』(『社會政策時報』一九三二年十一月號)などの諸論文によりすでに公表されたものは、やはり全體像の一部分に止っている。既發表の社會政策論としては、井藤博士の東京高商專攻部の卒業論文『社會改造に關する若干の學說研究』を繼承したカーペンター Edward Carpenter の復古主義思想、英米の理想主義的社會改造論の諸傾向にかんする研究が、まずあげられる。つぎに、アマナ共產體や北米の宗教共產體を中心とする空想的社會主義の研究、租税學説や租税政策に重點をおいた觀念的社會主義、マルクス主義、ポリシエヴィズム、競争的社會主義などの説明が、數多く印刷に付されている。さらに、最大の比重をしめる社會政策論の勞作は、ドイツの傳統的社會政策論である國家主義的、社會自由主義的、宗教的な社會改良論、あるいは形式社會學的、社會民主主義的、マルクス主義的な社會政策論について、詳細な學說史的展望と批判的な繼承發展をこころみられた部分である。これらの

既發表部分のほかに、講義や談話の形で筆者が推測した未發表部分をよくめて、ここに博士の意圖を略述しよう。

井藤博士は無産労働者の生活上という目的達成の諸方策を、まず、現代の物質文明生活の發展方向を肯定するか否かによつて、「復古主義」と「前進主義」に大別される。「復古主義」には、カーベントナーやペンテ、Arthur J. Pentz など、文明以前の自然状態ないし機械労働なき中世への復歸を多く諸思想がつつまれる。「前進主義」の方は、ディールの分類が採用されて、幾段階にも分岐されていく(Vgl. Karl Diehl, *Über Sozialismus, Kommunismus und Anarchismus*, 5. Aufl., Jena 1923, Vorlesung I)。すなわち、前進主義は法律・國家などの外面的強制の必要を承認するか否かに應じて、「無政府主義」と「統制主義」とに分れる。無政府主義のうちには、前記の社會理想論における個人絶対主義と同様の諸思想家が、ふたたび登場する。これにたいして「統制主義」と名づけられたものは、さらに私有財産制を是認するか否かにより分れて、「集産主義」と「社會改良主義」とになるのである。

そのうち、前者の「集産主義」はやはりディールのごとく、共產主義、社會主義、農業社會主義に三分され、ここで空想的・觀念的社會主義と科學的・唯物的社會主義の尨大な思想家たちが、すべて網羅的に考察の視野にとりいれられる。とくに、井藤博士のマルクス主義にたいする理論的關心は大きく、初期の博士の講義ではズルツバッハなどを手がかりにした史的唯物論史が、教壇をにぎわしたこともあったし(Vgl. Walter

Sulzbach, *Die Anfänge der materialistischen Geschichtsauffassung*, Karlsruhe 1911)『日支事變より第二次大戦にともなう「暗い谷間」のもとでさき、いわゆる「性教育」の警句の下にマルクス・エンゲルスの詳細な紹介を、教壇でつづけられたことは、多くの學徒たちの記憶を去らないことである。博士のマルクス主義解釋は、ローエン Hermann Cohen やランゲ Friedrich Albert Lange たちの新カント派哲學によるマルクス批判を多分に受け入れられたが、博士はマルクス派の財政思想にかんする特殊研究以外に、マルクスシズムへの内在的・全般的な紹介批判を公刊されるまでにいたっていない。

つきに、「統制主義」のもう一つの柱である「社會改良主義」は、一般にドイツ社會政策思想史上にあらわれる諸思想と諸施策を、全面的につつまんでいる。その主要傾向の分類にあたっては、一應プリプラムが踏襲される(Karl Pribram, *Die Wandlungen des Begriffs der Sozialpolitik*, Festgabe für Brentano zum 80. Geburtstag, München u. Leipzig 1925, Bd. II. Derselbe, *Die Sozialpolitik als theoretische Disziplin*, Archiv für Sozialw. u. Sozialp., Bd. 55, 1926)。すなわち、社會政策論のよつて立つ世界觀や社會價値の把持者に應じて、井藤博士は國家主義社會政策、社會自由主義、宗教社會政策に三分され、あるいはこれにマルクス主義社會政策と國際社會政策とを附加して、四分ないし五分されていくのである。ドイツ社會政策論の社會學的立場を擴充された博士の社會政策手段論ないし方策論は、以上すべての社會改良論と社會改革論を包含

する雄大な構想をもっている。しかも、それはたんに思想と學說だけから理論的にとりあつかわれるのではなく、それらの政策諸思想を現實化しようとする社會運動、ならびに國家的・自主的な諸施設にかんする實際的考察も、そこにつつまれるものにほかならない。

#### 七 財政學との關連

これまで紹介してきた井藤博士の社會政策論體系は、博士の財政學の基本的立場にどのような關連をもつてであろうか。財政學への門外漢ながらも、一二の問題點を模索しておきたい。まず、「政策論の構造」に目をむけよう。博士の『財政學原理』（一九三一年）は、舊來の財政學界における方法的な研究の看過、財政の基本概念の缺如、行政技術論的な諸知識の混合を反省し、財政學を統一性と獨自性のある知識體系に高めた畫期的意義をもつものであったが、同時にそれは「財政政策總論」という副題が示すごとく、またそこに財政政策をこえた社會政策の原理的敘述が廣汎に織込まれている關係上、一般的「政策總論」を確立するものにほかならなかった。ついで、過去の租稅原則學說への全般的檢討と最少社會犧牲說の提唱をはかった學位論文『租稅原則學說の構造と生成』（一九三五年）こそは、他面からいえば博士の「政策論の構造」分析を、完成された姿で集大成する意義をもっていた。新カント派哲學に立つ博士の目的論的體系は、社會政策のみならず財政學についても、方法的な基礎をなしていたのである。

また、井藤博士は『財政學原理』序文において、財政を「社會生活の基本關係」との相關々係から考察する『財政社會學』の公刊を、約束されていた。その後の一連の財政學的著作では、財政諸學派の展望にさいして、ドイツその他の「財政社會學」や「社會財政學」がくりかえし考察されているが、前記の約束にたいする積極的な解答は、完全には實現されていないように思われる。博士による「財政發展段階說」のごときは、財政現象と社會基本關係との密接な關連をとり財政社會學の試みであろう。しかし、ズルタン Herbert Sultan やゴールトシヤイト Rudolf Goldscheid のように、財政を社會基本關係の表現および決定要因とまで解釋することを、博士はしりぞけられている。財政政策は部分的・個別的な政策として位置づけられ、いわば「財政史觀」とでもよぶべき立場の代りに、社會生活の基本關係を左右すべき任務は、政策總論としての社會政策に期待されている。ただし、「價值體系論」との關連がのこされるために、財政政策をふくめた個別的諸政策を、どのように社會政策の中へ順位づけていくかという課題は、まだ解答をあたえられていない。それはともかく、博士による財政社會學への志向とその完成とは、おそらく、未完結なるままに廣大な社會政策論の體系化の成否に、ゆだねられているともいえるのではなからうか。

なお、井藤博士による財政思想史の研究領域についても、ここで一言する必要がある。博士は傳統的ならびに現代的な財政諸學說をくまなく展望されたことはもちろん、一般の社會思

歴史や社會本質論の領域にわたってもひろく財政學的考察を加えられている。たとえば、近著『租稅論』(一九五七年)にもりこまれた科學的社會主義、觀念的社會主義、競争的社會主義などの租稅分析だけをも、たんなる狹義の財政學者や行政技術論的職人には、追求不可能な社會思想史的研究の土臺がある。博士は今後の計畫の一つとして、空想的社會主義の理論と實踐を、とくに財政・租稅の視角から再考察されるともいわれる。このような財政思想史的研究成果と研究意欲は、まさに財政學者であるとともに社會政策學者である博士の面目を、躍如たらしめるものがある。

#### 八 結 語

以上により、井藤博士の社會政策論體系の紹介を一應おえたことにしたい。もとより、本稿の内容は博士の既發表著作のほかに、大學の講義や日常會話にふくまれた未發表の構想部分をふくんでおり、そこには筆者の推定にともなう無理解や誤解も随伴しているにちがいない。そのため本稿が博士に思わぬ迷惑を煩すことをおそれるものであるが、本稿の責任はすべて、恩師の學蹟を繼承しきらずに、學問的な浮氣や思想的な放蕩にも走った筆者個人にあることを、ここに明記しておく。この一落第門下生の手記が、もしも博士の社會政策論體系の素描にあたり大過なきものとみなしうるならば、最後に本稿の敘述を前提としながら、博士自身の社會思想的立場と日本社會政策論史上の地位を、ごく簡単に推斷して、結びにかえることとしよう。

井藤博士の尨大な社會政策論體系の構想には、主要な社會改革思想と社會改良思想があますところなく包攝される。それらの社會諸思想をつうじて、博士がみずからよって立たれる立場はどこにあるであろうか。まず、ドイツの傳統的社會政策論との関連でいえば、博士がドイツ留學中に深い影響をうけたツヴィーディネックやアモンたちの社會學的社會政策論こそが、その無内容な形式性と超歴史的な普遍性のゆえに、博士の「廣義」の全體系を支える手がかりになったといえよう。また、社會學的立場における「社會目的」とか「社會關係」の優位という主張は、博士の社會本質觀とのつながりをもっている。博士は部分的利益を代表する「利害政策」をしりぞけて、個人主義的社會觀に對立する普遍主義的社會觀から、社會政策の基本觀念を構成されたと思われる。この點は、「現代社會」における具體的な社會政策手段の選擇にかんする博士の立場にもつらなる。外國留學中に博士が師事したヘルクナー Heinrich Hertweg は、かの「社會政策の危機論争」において、労働者への分配政策にたいして祖國復興の生産政策を優先させようとしたが、博士も現代社會の現實政策決定については、ヘルクナー流の國家主義社會政策に加擔されるとみなされよう。さらに、より方法的な點からいえば、博士は新カント派哲學、とくに左右田哲學からの基本的な影響のもとにある。この哲學的思考から、博士の目的論的科學的提唱、理想と存在との二元的把握が導出され、そこに社會理想論と社會現實論、ならびに兩者を結合する社會政策手段論という三大部門別の體系も結實したので

あった。

では、右のような思想的・方法的立場に立つ井藤社會政策論は、日本社會政策論史上でどのような位置を占めていたか。日本の社會政策論は明治二十年代以降ドイツ新歴史學派の忠實な輸入と模倣によって、その基礎をきつられた。ヴァグナー Adolph Wagner や シェーラー Gustav Schmoller 流の講壇社會主義を傳承する金井延、桑田熊藏、和田垣謙三などの主流と、ブレンターノ Ljuro Brentano の祖述をはかる福田徳三たちは、明治三十年から以後「社會政策學會」へと結集していった。「學會」は右からの田口鼎軒、左からの片山潛、安部磯雄、社會民主黨の結成などという對立と論争をふくみながらも、明治期をつうじてわが國唯一の綜合的學會として隆盛をつづけた。しかし、大正年間への移りかわりとともに、社會運動の激化とマルクス主義その他の革命思想の本格的傳來にともない、新歴史學派的な「學會」の指導理論は動搖せざるをえなくなつた。河上肇、高野岩三郎、森戸辰男、それにつづく少壯派と、傳統的な主流派との思想的對立は「學會」内で表面化し、大正十三年「労働組合法」をめぐる大會を最後に、「學會」は長い休眠状態におちいった。指導理論の再出發をめざして、福田徳三は「日本社會政策の第二期」を宣言するにいたつたのである。

それにつづく大正年間より昭和期にかけて、日本社會政策論はあらたなる思想的諸傾向を分岐させた。まず、いわゆる「第二期」を提唱する福田徳三、それを繼承した永井亨、あるいは

林癸未夫の諸家は、左右の思想的對立をこえたところの *Marx seniose Socialpolitik* を志向し、ドイツの社會學的社會政策論の移植へとむかった。あるいは、森戸辰男、河合榮治郎などの手によって、ドイツの社會民主主義的な社會政策論や、イギリス社會主義的な社會政策論も提唱されるようになっていった。福田徳三にもかかる社會改革的な社會政策論の發言があらわれた。さらに、ドイツの社會學的社會政策論がときにファッション的社會政策論の傾向をたどつた場合もあつたごとく、日本における帝國主義思想の成長にともない、後期の林癸未夫などは次第に國家主義的思潮を濃厚にしていった。このような「岐路にたつ社會政策論」の眞只中で、井藤博士の社會政策論は形成されようとしたのである。

井藤博士の選擇した進路は、日本への輸入以後間もないドイツの社會學的社會政策論であり、いわゆる「廣義」の社會政策概念、ひろく社會諸思想と社會諸運動、ならびに社會改良主義と社會改革主義を包括する社會政策體系であつた。なお、各種の社會理想へ社會現實を接近させようとする國家的・自主的な施設と運動を、すべて總括する社會政策論の構想は、土田杏村、河合榮治郎なども流れを同じくしている。大正・昭和年間をつうじての日本社會政策論の苦惱の中から、社會政策 *Sozialpolitik* の社會學化と、ギョーエンター流の *Gesellschaftspolitik* 化をめざした一連の流れのうちに、井藤博士の試みは歴史的・開拓的地位をしめしている。その後第二次大戦までの昭和期社會政策論は、講壇社會主義、社會學的社會政策論、フア

シズムの社會政策論というドイツの傳統の繼承擴充が主要な潮流をなしていくが、やがて戰爭切迫期より大河内一男教授による社會政策の經濟理論も發芽し、今次大戰後にはいわゆる「社會政策本質論争」をへて、マルクス『資本論』にもとづく社會政策論の體系化が、少くとも量的には學界の指導權をおさめるにいたった。現在ではややもすれば、ドイツ流の社會政策論は「觀念的な社會政策論者でないかぎり」(岸本英太郎)、もはやその誤謬を疑うものはほとんどない、とまで極言されがちであ

る。だが、一たび社會政策論の母國ドイツの現狀を顧みるとき、依然として社會學的な社會政策論が支配的な傾向をしいていゝる。日本のとらわれざる社會政策學徒は、現段階のドイツと日本における社會政策論の橋渡しや對決を、不可避免的に要求されるにちがいない。そのときに、ドイツの傳統理論を最も詳細に涉獵し、日本へ移植された井藤社會政策論は、現代的視野からなお再評價されるべきものであらう。(一橋大學助教授)